

会 議 要 旨

1 開 会 午後1時00分

2 平成28年4月定例教育委員会会議録の承認

事前に配布されている会議録について、異議がないか確認のうえ承認。

3 委員及び教育長の報告

委員報告

なし。

教育長報告

報告第1号から6号及び議案が2件あります。それぞれ担当課長から報告させます。

(1)28 報告第1号

平成28年第1回西之表市議会定例会について

(教育長)

報告第1号の説明を求めます。

(総務課長)

報告1号であります。1頁をお願いします。

このことについては、2月19日から3月25日まで会期を36日間（本会議8日間、委員会11日間、休会17日間）で開催されましたので、その概要について以下のとおり報告いたします。

1 総務文教委員会（平成27年度分議案審議）2月22日（月）

(1) 議案第3号 平成27年度西之表市一般会計補正予算（第6号）

※質疑要望事項 特になし

2 施策方針に対する質疑

(1) 日程 3月2日（水）

(2) 主な内容

- ・市立図書館の整備・充実に向けた具体的な取り組みについて
- ・特別支援教育支援員の身分、スキルアップ研修について
- ・小学校のあり方の組織及び具体的な取り組みについて

3 一般質問

(1) 日程 3月4日（金）、7日（月）、8日（火）

(2) 主な内容

○下川和博議員

ア 体育施設の充実について

(ア) 体育施設の築年数について

(イ) 今後の対策について

○小倉伸一議員

ア 教育のイノベーション（創造）について

- (ア) 教育の現状について
- (イ) 人材育成のあり方について
- (ウ) 学力向上対策について
- (エ) ICTの活用について（大学との連携について）
- (オ) 地域未来塾について
- (カ) 給食費の無償化について

○橋口美幸議員

ア 通学路の安全確保について

(ア) 住吉小学校入口で国道を横断し、登下校する箇所信号機設置等安全対策の検討はどのように取り組まれたか。具体的な計画について

(イ) 西之表南種子線、上之原地域の榕城小学校の通学路における横断歩道等、安全に通行できる様な対策は、どのように検討されたのか。具体的な対策について

イ 図書館運営について

(ア) 新年度からの運営改善について

(イ) 検索システム導入計画について

4 総務文教委員会議案審議 3月10日（木）

(1) 議案第20号 西之表市奨学資金条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第21号 西之表市立視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 議案第25号 平成28年度西之表市一般会計予算

(4) 委員の質疑・要望等

- ・適応指導教室への通級のための新しい施策は
- ・特別支援員の配備について、どこに配置するのか。
- ・大型テレビ、電子黒板を使った授業について
- ・サッカー試合の補助金について、どういう大会なのか。運営資金は、県が負担するのが当然ではないか。
- ・プールの期間の延長は、いつからいつまでなのか。
- ・まなび〜隊、キッズコンシェルジュの予算は
- ・城ノ浜公園整備の内容は。利用を高める工夫を
- ・青少年ホーム耐震診断の結果はどうだったのか。
- ・小学校の統合問題について。検討委員会のメンバーは、いつごろまでに結論を出すのか。

(教育長)

委員の皆さんから何かありませんか。

(委員)

施政方針の3つ目の小学校のあり方について、質問が出ておりますが、どのように答弁がされたか教えて下さい。

(教育長)

市長の答弁の中で、小学校のあり方について、組織を立ち上げて検討を開始するというものでありましたが、メンバーはどのように考えているのか。具体的に検討の内容等

が分かっているのならば教えてほしいとの質問でありましたので、現時点では、白紙の状態であり、今年度中になんらかの組織を立ち上げて検討を始めるというような答弁でありました。

まだ、白紙の状態ですので、今後行政経営課とも連携をしながら、教育的観点、地域の核としての観点から検討を始めます。

組織については、中学校の統合の時に検討委員会を立ち上げておりますので、参考になるのではないかと思います。このことについては、大きな課題でありますので、市長部局とも連携を図りながら進めていきたいと思っております。

他にありませんか。

(委員)

特別支援教育支援員の身分、スキルアップ研修について教えてください。

(教育長)

特別支援教育支援員の身分は、職員ではなく特別職になります。

スキルアップ研修については、特別支援教育支援員の研修をどうしているかとのことでありましたので、第1回目の辞令交付式の後に研修会を行います。また、6月にも研修を行います。

(委員)

研修の内容について、詳しく教えてください。

(学校教育課指導主事)

実際に特別支援教育支援員が配備されている学校に行き授業参観を行い、その様子を基にして指導助言等の研修を行っております。教育委員会もそこに入りまして、指導助言をおこないます。今年度は募集をかけて専門的な形で研修を行い7月には中種子養護学校で新任の先生の研修を行います。8月中旬には県民交流センターで県の特別支援員の研修が行われますので、参加して頂くことになります。

(委員)

関連して、財源は補助事業それとも市単独事業ですか。

(学校教育課指導主事)

市の単独事業です。

(委員)

それに対する議会からの質疑はどうですか。

(学校教育課指導主事)

異議はいただいておりません。

(委員)

予算等計上すると承認されるということによろしいですか。

(学校教育課指導主事)

はい。

(委員)

2頁の総務文教委員会の適応指導教室への通級のための新しい施策に対する質問は、どのような内容でしたか。

(教育長)

適応指導教室の担当は江口さんが1人で担当しております。病気や冠婚葬祭で休まなければならない時に子供達に対応できる職員が他にいないので、長田委員にお願いしたり学校教育課の指導主事が対応していますが、きちんとした体制を今年度から整えようということで、種子島中学校の特別支援員3名に適応指導教室の指導員を兼務していただくよう委嘱状を出しました。

主に江口さんが中心になって適応指導教室を開いておりますが、どうしても休まなければならない時は、兼務の方で対応をお願いするというようなことを整えるものです。

適用指導教室の学習指導の内容は今のところ、教科・卓球・バトミントンなどが中心ですが、学校の校長とも相談をして、自然体験とか社会体験とか取り入れたらどうか、例えば保育園に行つて園児と関わったり、自然体験キャンプなど取り入れることができないか検討をしているところです。また、保護者会を検討しているところです。

(教育長)

他にありませんか。

次の報告第2号について説明を求めます。

平成28年4月1日付け西之表市教育委員会事務局職員等の人事異動に伴う任命について説明をお願いします。

(2)28 報告第2号

平成28年4月1日付け西之表市教育委員会事務局職員等の人事異動に伴う任命について

(教育長)

報告第2号の説明を求めます。

(総務課長)

報告2号であります。3頁をお願いします。

このことについて、西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、臨時代理した平成28年度西之表市教育委員会事務局職員等の人事異動に伴う任命について、同条第2項規定により別紙のとおり報告します。

市教育委員会事務局職員及び学校職員人事異動

(事務局職員)

(平成28年4月1日付け)

氏 名	新 所 属	旧 所 属
転入者		
赤崎 晃洋	学校教育課長	鹿屋市立輝北中学校長
宮田 重行	教育委員会総務課給食センター係長	健康保険課包括支援係長
柳田 さゆり	社会教育課社会教育係長	税務課市税係長
南 真由美	社会教育課主査	建設課主査
秋山 英行	教育委員会総務課主査	財産管理課主査
緒方 昇大	学校教育課	新規採用
池野 悦子	教育委員会総務課給食センター	再任用
転出者		
谷口 幸一郎	鹿児島市教育委員会学校教育課長	学校教育課長
古市 善哉	議会事務局次長兼庶務係長兼議事係長兼調整係長	社会教育課社会教育係長
中野 賢二	農林水産課農政係長	教育委員会総務課給食センター係長
園田 すえ子	会計課主査	教育委員会総務課主査
鎚木 博	総務課主査	学校教育課主査
前之園 公貴	健康保険課主査	社会教育課
川村 勇矢	福祉事務所	社会教育課

(学校職員)

氏 名	新 所 属	旧 所 属
榎元 千秋	現和小学校技術主査	榕城小学校技術主査

(退 職)

(平成28年3月31日付け)

氏 名	旧 所 属	備 考
池野 悦子	教育委員会総務課給食センター係主査	定年退職

(委員長)

只今、報告第2号について説明がありましたが、皆さんから質問はありませんか。

(委員)

学校司書の勤務体系について教えて下さい。

(総務課長)

下西小学校を本籍校と定め3校を廻るようになります。

(委員)

1人で大丈夫でしょうか。3校兼務ですが。

(総務課長)

全てを把握するのは難しいと思いますが、この方は以前日置市の方で学校司書の経験があり資格も持っております。

(教育長)

他にありませんか。

無ければ、次の報告第3号社会教育指導員の任命について説明を求めます。

(3)28 報告第3号

社会教育指導員の任命について

(社会教育課長)

7頁をお願いします。

西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項規定により、臨時代理した平成28年度西之表市社会教育指導員の任免について、同条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

社会教育指導員の任期が平成28年3月31日で満了となったことに伴い、平成28年度の社会教育指導員を任命したものである。

任期は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までであります。

(教育長)

只今、報告第3号について説明がありましたが、皆さんから質問はありませんか。

(委員)

川崎さんの専門はなんでしょうか。

(社会教育課長)

川崎さんは、小学校の教諭と幼稚園の資格を保持しており、平成14年に熊毛教育事務所の方で社会教育指導員として3年間勤務の実績があります。

(教育長)

他にありませんか。

無ければ、次の報告第4号について説明を求めます。

(4)28 報告第 4 号

特別支援教育支援員の委嘱について

(学校教育課長)

8 頁をお願いします。

西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、臨時代理した平成28年度特別支援教育支援員の委嘱について、同条第 2 項の規定により別紙のとおり報告します。

特別支援教育支援員の任期が平成28年 3 月31日で満了となったことに伴い、平成27年度の特別支援教育支援員を委嘱したものである。

任期は、平成28年 4 月 1 日から平成29年3月31日までである。

(教育長)

只今、報告第 4 号について説明がありましたが、皆さんから質問はありませんか。

(委 員)

なし。

(教育長)

無ければ、次の報告第 5 号について説明を求めます。

(5)28 報告第 5 号

スクーリングサポート事業の専門指導員の委嘱について

(学校教育課長)

9 頁をお願いします。

スクーリングサポート事業の専門指導員の委嘱について

西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、臨時代理した平成28年度スクーリングサポート事業の専門指導員の委嘱について、同条第 2 項の規定により別紙のとおり報告します。

スクーリングサポート事業専門指導員の任期が平成 28 年 3 月 31 日で満了となったことに伴い、平成 28 年度のスクーリングサポート事業の専門指導員を委嘱したものである。

任期は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までである。

(教育長)

只今、報告第 5 号について説明がありましたが、皆さんから質問はありませんか。

(教育長)

無ければ、追加の報告第 6 号について説明を求めます。

(6)28 報告第 6 号

西之表市多子世帯私立幼稚園保育料等軽減事業費補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について

(総務課長)

追加資料をご覧ください。

西之表市多子世帯私立幼稚園保育料等軽減事業費補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について

西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、臨時代理した西之表市多子世帯私立幼稚園保育料等軽減事業費補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について、同条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

幼稚園就園奨励費等に関する事務については、平成22年度から福祉事務所に移管されていることから、多子世帯私立幼稚園保育料等軽減事業費補助金交付要綱を新たに市長が定め事務の効率化を図ることとしたため、教育委員会の要綱を廃止しようとするものである。

(教育長)

只今、追加報告第6号について説明がありましたが、皆さんから質問はありませんか。無ければ、次の議事第1号について説明を求めます。

4 議 事

(1)28 議案第1号

西之表市障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について

(学校教育課長)

10頁をお願いします。

西之表市障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会の議決を求める。

これまでの就学指導委員会における早期からの教育相談・支援や就学先決定のみならず、より一人一人の教育的ニーズに応え、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、規則を改正しようとするものである。

(教育長)

只今、説明がありましたが、皆さんから質問はありませんか。

まず、名称が障害児就学指導委員会となっていたものが、西之表市教育支援委員会に名称変更されております。県の方も名称が変わっております。

中身については、文言の整理をしたり順序を変えたりしております。基本的には、これまでと大きく変わりません。

(学校教育課指導主事)

障害者差別化条項というものが、平成25年度に作られ、昨年4月1日から施行されました。学校現場でも基礎的環境整備が必要となってきております。

(教育長)

無ければ、次の2号議案の説明をお願いします。

(2)28 議案第2号

西之表市立学校給食センター管理運営要綱の一部を改正する要綱の制定について

(総務課長)

14 頁をお願いします。

西之表市立学校給食センター管理運営要綱の一部を改正する要綱の制定について、教育委員会の議決を求めるものであります。

現在、基本給食費から算出した給食単価は1円単位であり、試食による徴収や還付の事務処理が繁雑となっている。給食単価の取り扱いを改め、給食事務の効率化及び正確性を図るため、要綱の一部を改正しようとするものである。

(教育長)

徴収する場合、1円単位だと事務が非常に繁雑であることから10円未満は切り捨てようということでもあります。何か質問はありませんか。

(委員)

なし。

(教育長)

それでは、5の委員から出された動議討論にはいります。

5 委員から出された動議討論等

(教育長)

皆さんから何かありませんか。

(委員)

なし。

6 行事实施状況及び行事予定

(1) 各課等の4月の行事实施状況について

各課等の3月行事实施状況について、各課長より資料に基づき説明が行われた。

(教育長)

只今、3月の行事の実施状況について説明がありましたが、委員の皆さんから質問はございませんか。

(委員)

なし。

(教育長)

次に4月、5月行事予定について説明をお願いします。

(2) 4月・5月の行事予定について

各課の4月、5月行事予定について、各課長より資料に基づき説明が行われた。

(教育長)

只今、4月、5月の行事予定について説明がありましたが、4月の方から質問はございませんか。なければ、5月の方で何かありませんか。

(教育長)

何かありませんか。無ければ4月からの教育委員の出席確認を行います。

(各委員の出席等の確認が行われた。)

7 当面する教育行政の諸課題について

(学校教育課長)

<27年3月末における西之表市児童生徒の不登校の状況、いじめへの対応状況について報告がなされた。>

8 その他

(教育長)

委員の皆さん、事務局より何かありませんか。

(委員・事務局)

ありません。

9 閉会 午後2時10分

大変ご苦労さまでした。これで4月の定例教育委員会を閉じます。